

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 5月15日	第252号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第237号)	2
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課) (第238号)	4
○ 事後調査結果報告書(供用開始後)について	(環境・地域環境対策課) (第239号)	6
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	(総務・総務課) (第240号)	8
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募	(第14号)	9
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第 9号)	12
監 査 公 表		
○ 令和 6年監査公表	(第 2号)	24
公 告		
○ 土地利用計画の見直し素案(用途地域等)に関する公聴会の開催の中止に係る公告	(住都・都市計画課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	38
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	40
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	44

名古屋市告示第 237号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
Blue Sky berries 株式会社 代表取締役 鳥山 大介
名古屋市港区入場二丁目1204番地の 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
559 有限会社 代表取締役 大嶋 茂希
豊田市余平町地見平13番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区藤高二丁目15番、畑、554.00平方メートル
名古屋市港区藤高二丁目16番、畑、243.00平方メートル
名古屋市港区藤高二丁目17番、畑、456.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 6月 1日から令和 9年 5月31日まで
 - (4) 借賃 年額19,000円
 - (5) (4) の支払い方法 毎年 5月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

- (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
- (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 252日、農業従事者： 3人
- (3) 農機具の保有状況
剪定ばさみ： 3

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 238号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 6年 5月 8日

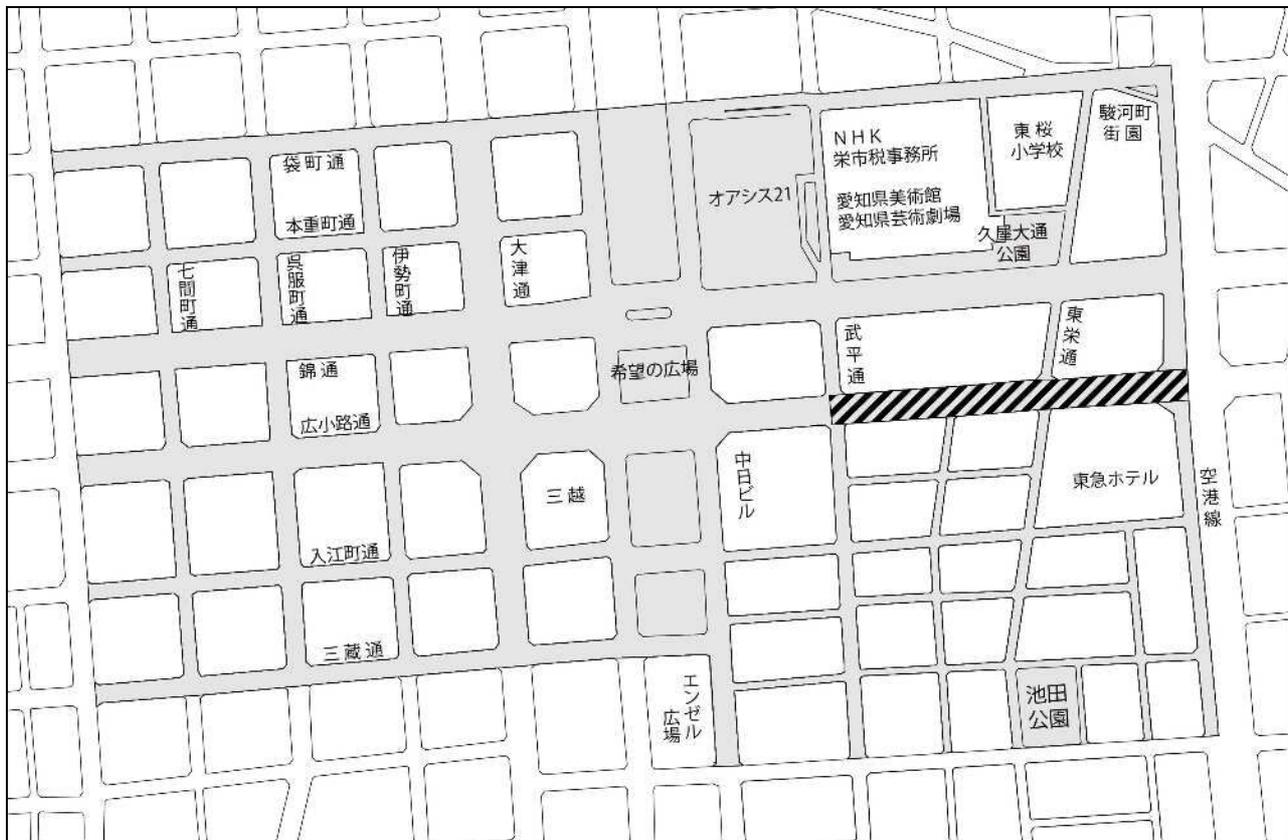
名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和 6年10月 1日	栄自転車等放置禁止区域	東区東新町、東桜一丁目、東桜二丁目、武平町、中区小市場町、栄三丁目、栄四丁目、栄町、新栄一丁目、新栄町、東桜一丁目、東桜二丁目及び錦三丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 栄自転車等放置禁止区域



凡 例

- 自転車等放置禁止区域(拡大)
- 自転車等放置禁止区域(既設)

(注) 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第239号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第34条において準用する第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
組合長 山田都照
名古屋市港区川園一丁目17番地
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業
土地区画整理事業
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区大西一丁目及び西茶屋二丁目の各全部並びに秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目の各一部
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
令和6年4月25日（木）
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地

港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和6年5月10日（金）から同月24日（金）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 240 号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和 6 年 5 月 17 日午前 11 時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和 6 年 5 月 10 日

名古屋市長 河 村 た かし

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 令和 6 年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市教育委員会告示第14号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市北生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和6年5月9日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市千種区振甫町3丁目34番地
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市東区葵一丁目3番21号
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目1番45号
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目7番11号
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市瑞穂区惣作町2丁目27番地の3
名古屋市守山生涯学習センター	名古屋市守山区守山三丁目2番6号

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 運営業務に関すること

イ 使用許可に関すること

- ウ 施設の利用料金に関すること
 - エ 広告業務に関すること
 - オ 施設管理に関すること
 - カ 緊急時対応に関すること
 - キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
 - ク 事業計画書及び事業報告書等の作成、保管及び提出に関すること
 - ケ その他委員会の定める業務に関すること
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
- ア 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

(中生涯学習センターに限り、名古屋市立橘小学校、前津福社会館及び前津児童館との複合化に伴う移転のため、指定期間を令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。)

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000174439.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

〒461-0001 名古屋東区泉一丁目1番4号(名古屋市教育館6階)

電話番号 052-950-5031 ファクシミリ番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和6年7月8日（月曜日）午前9時から7月9日（火曜日）午後5時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

令和6年7月16日（火曜日）から7月17日（水曜日）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間で、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着とします。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年5月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和6年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	下之一色町	戌亥島 中ノ切 西ノ切	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	戸田三丁目		〃	〃
緑区	古鳴海一丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	作の山町		〃	〃
	大将ヶ根一丁目		〃	〃
	鳴子町	3丁目 5丁目	〃	〃

	鳴 海 町	向田 柳長	〃	〃
	ほら貝一丁目		〃	〃
	ほら貝三丁目		〃	〃
天白区	大坪一丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	天 白 町	八事・裏山	〃	〃
	山 根 町		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

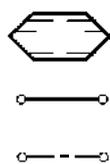
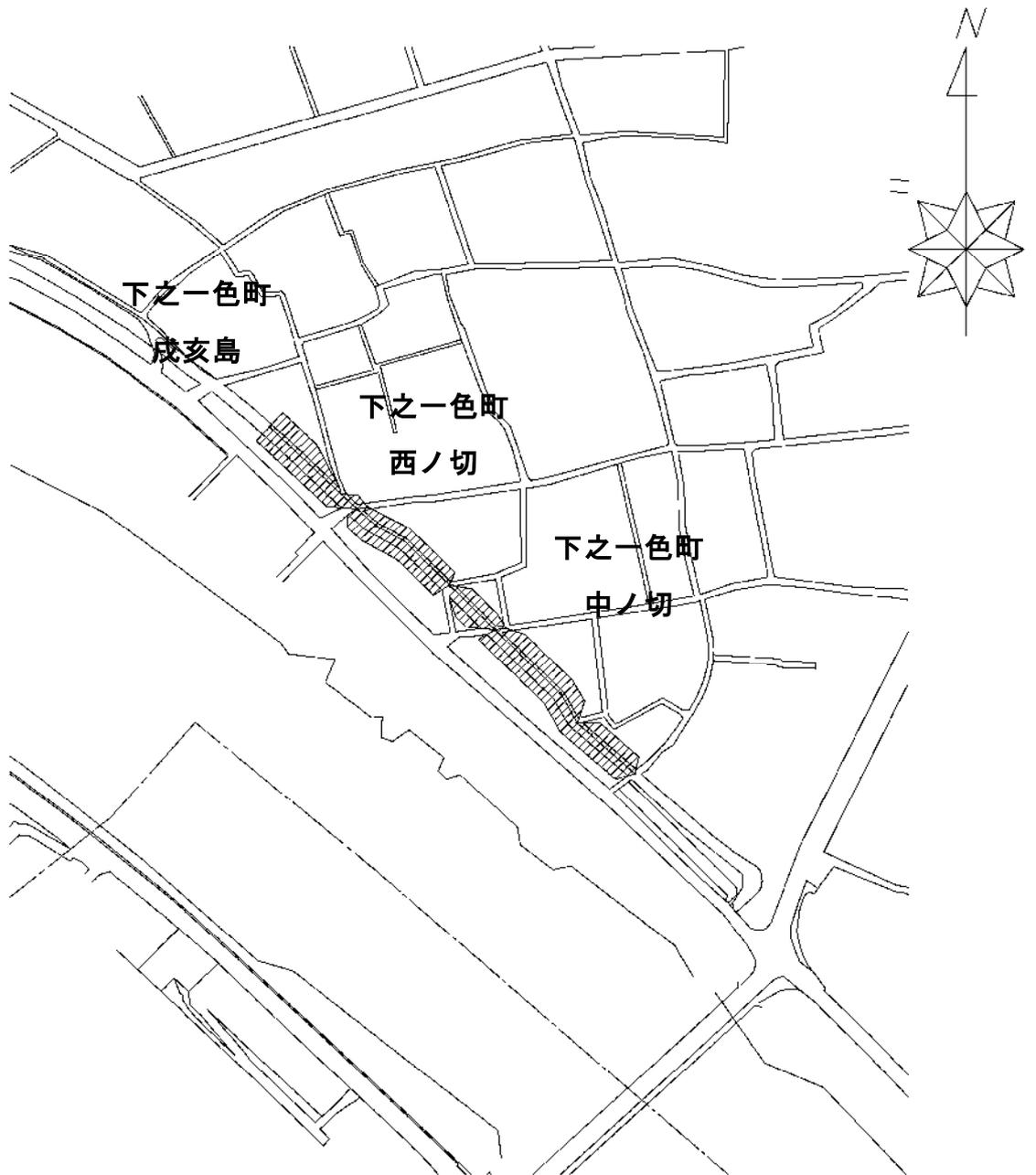
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	緑区 天白区

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



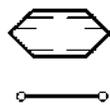
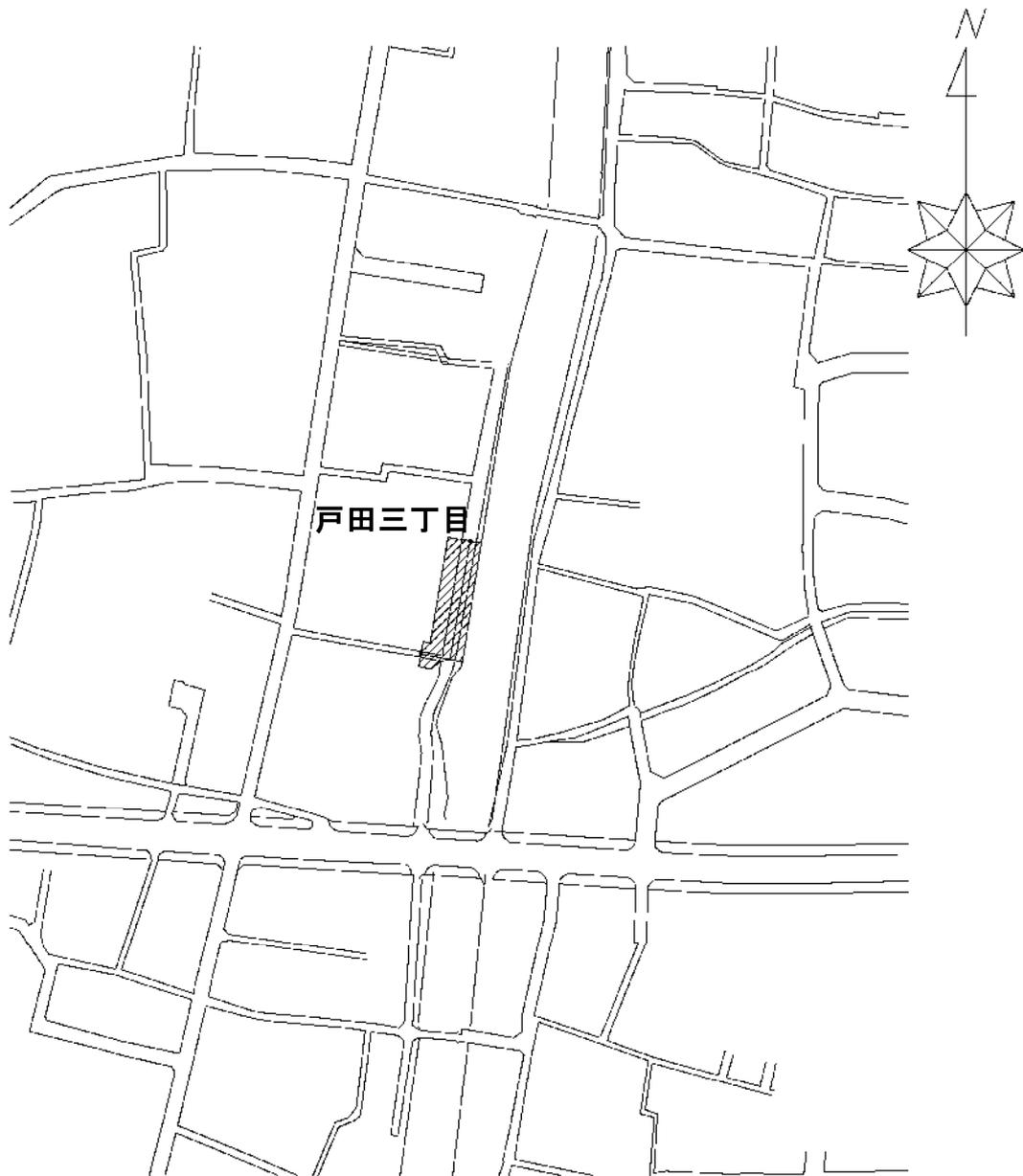
供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

区界

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2

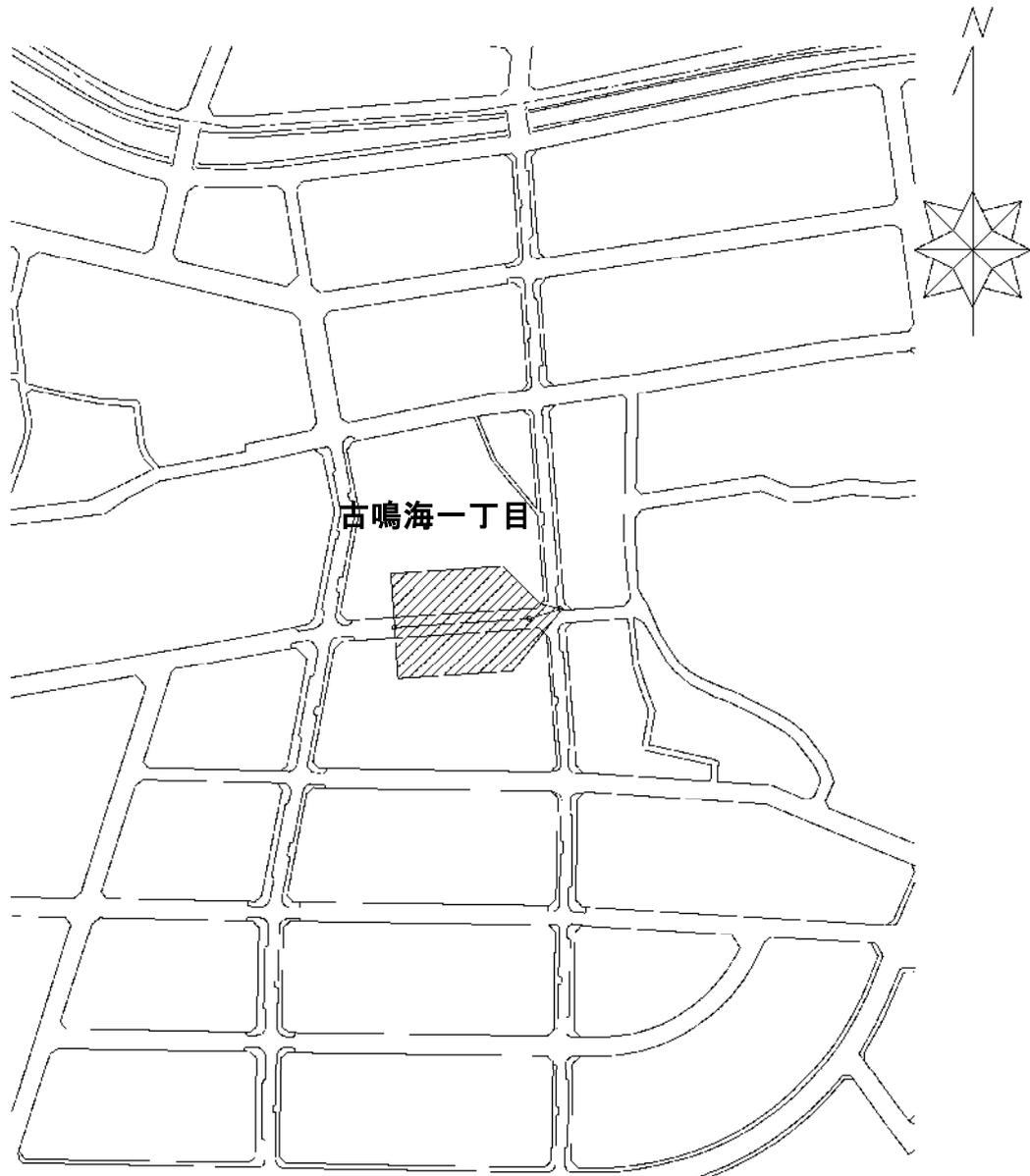


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

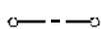
緑区（分流域）No. 1



供用開始区域



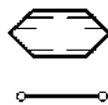
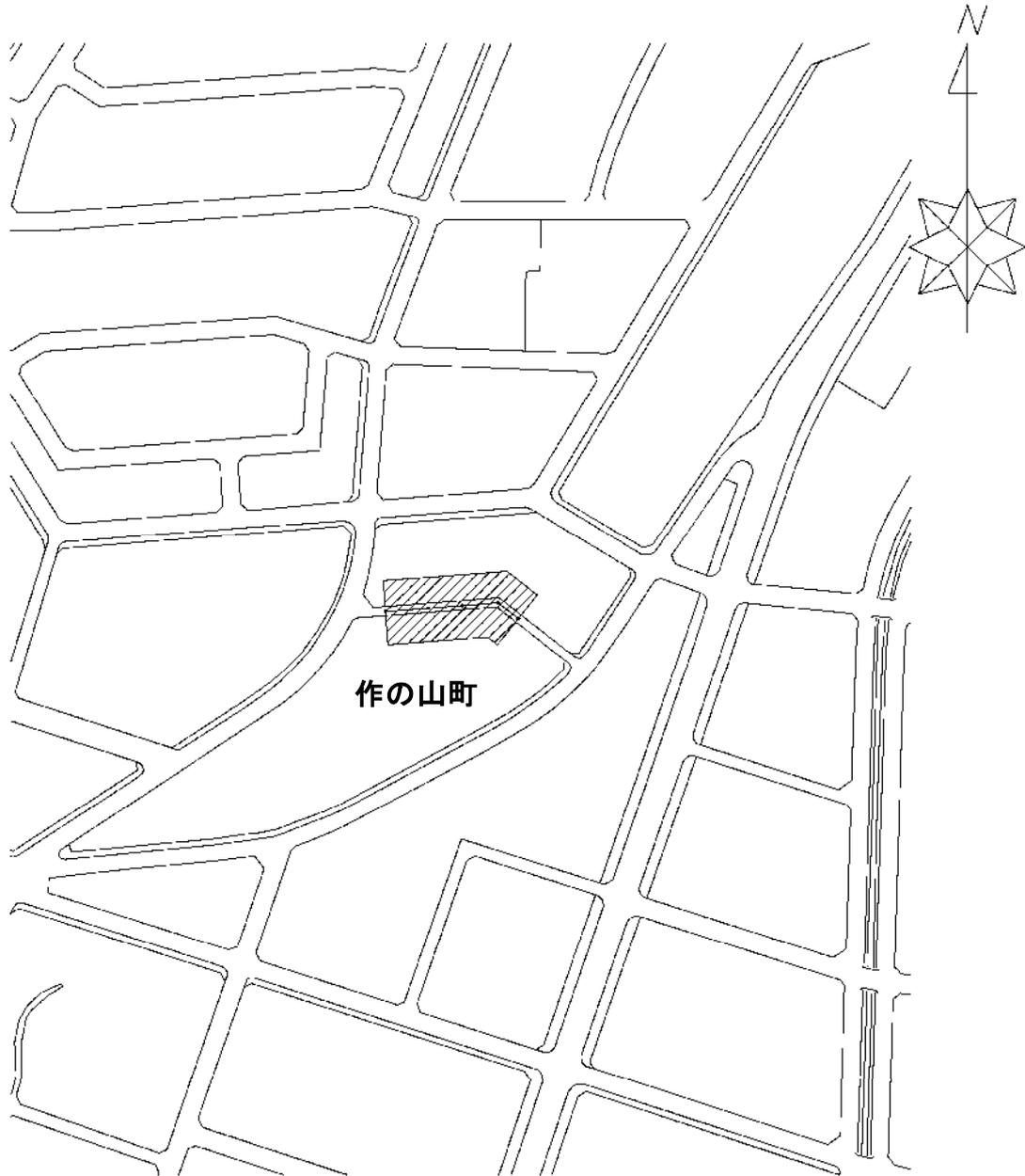
供用及び処理を開始する下水道



区界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

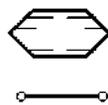
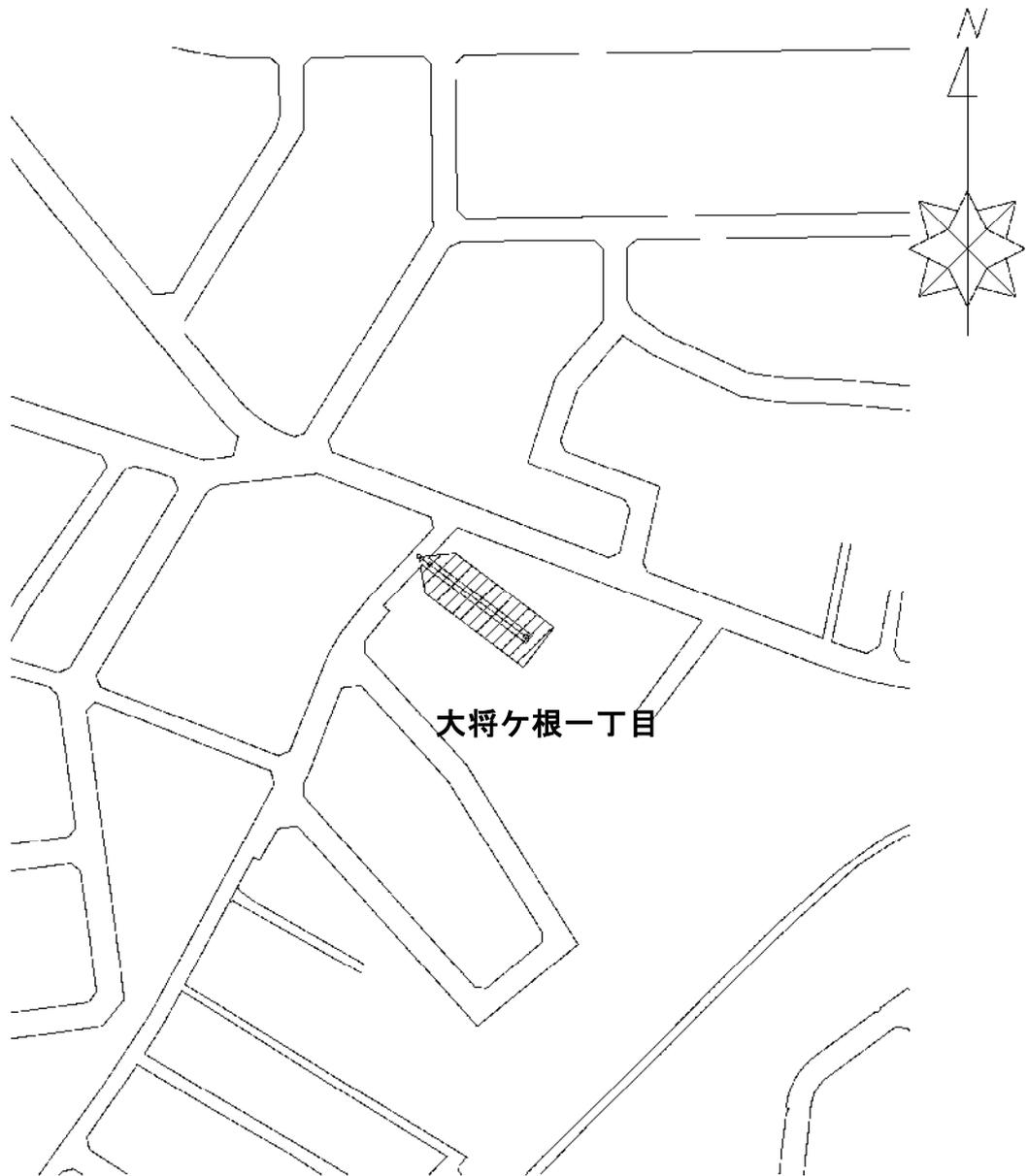


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

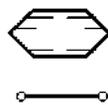
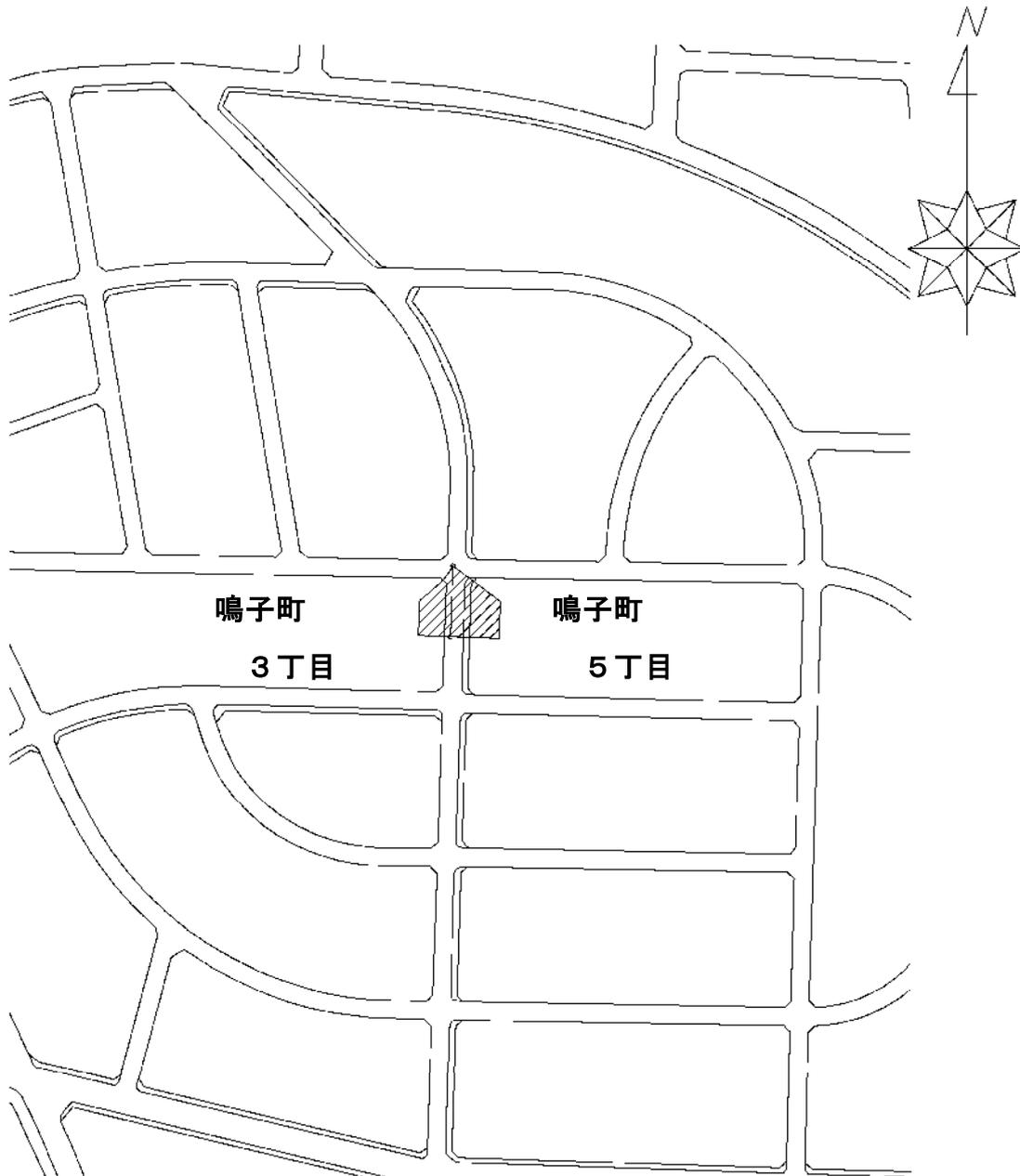


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4

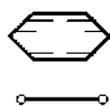
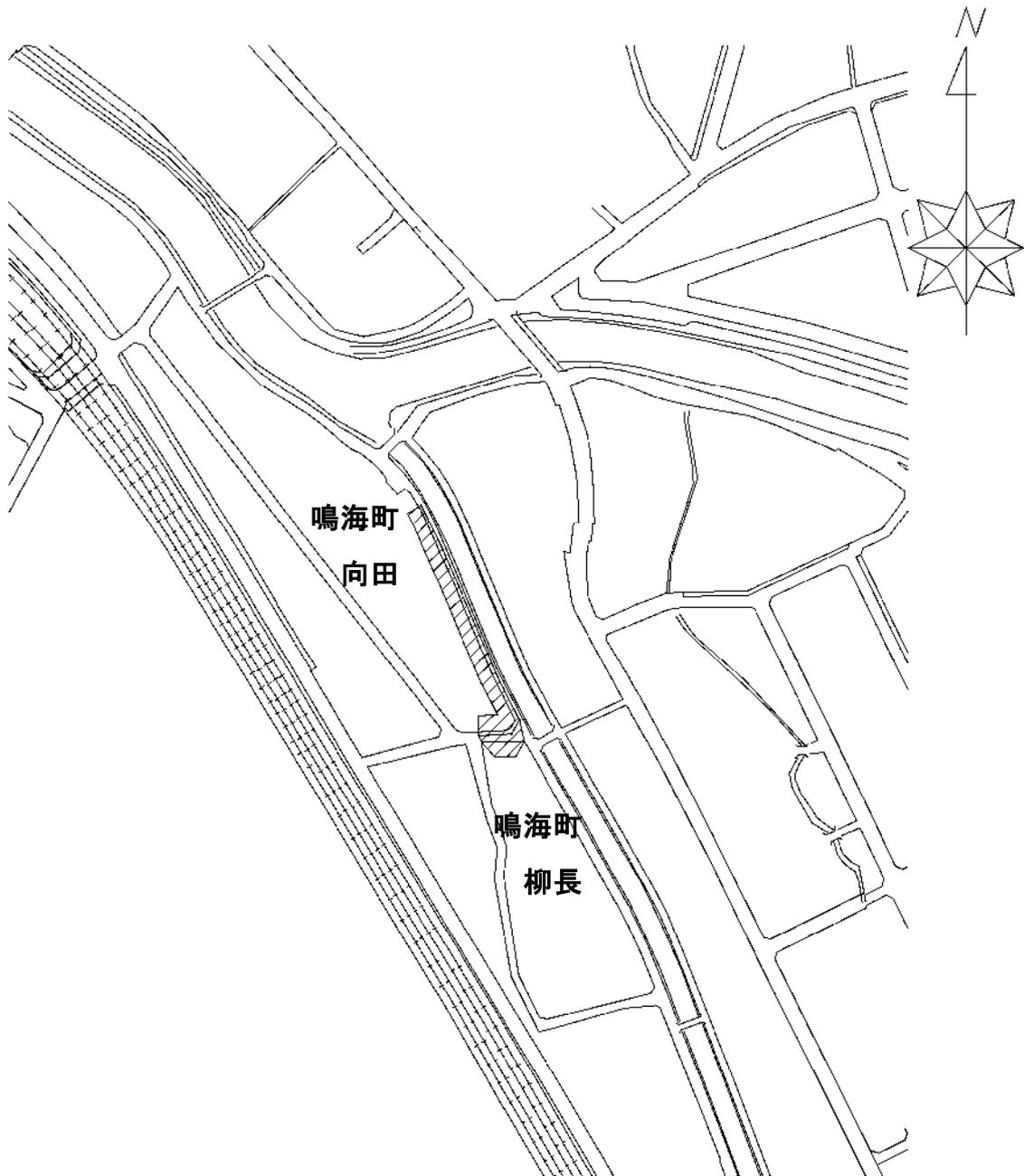


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5

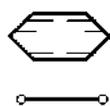
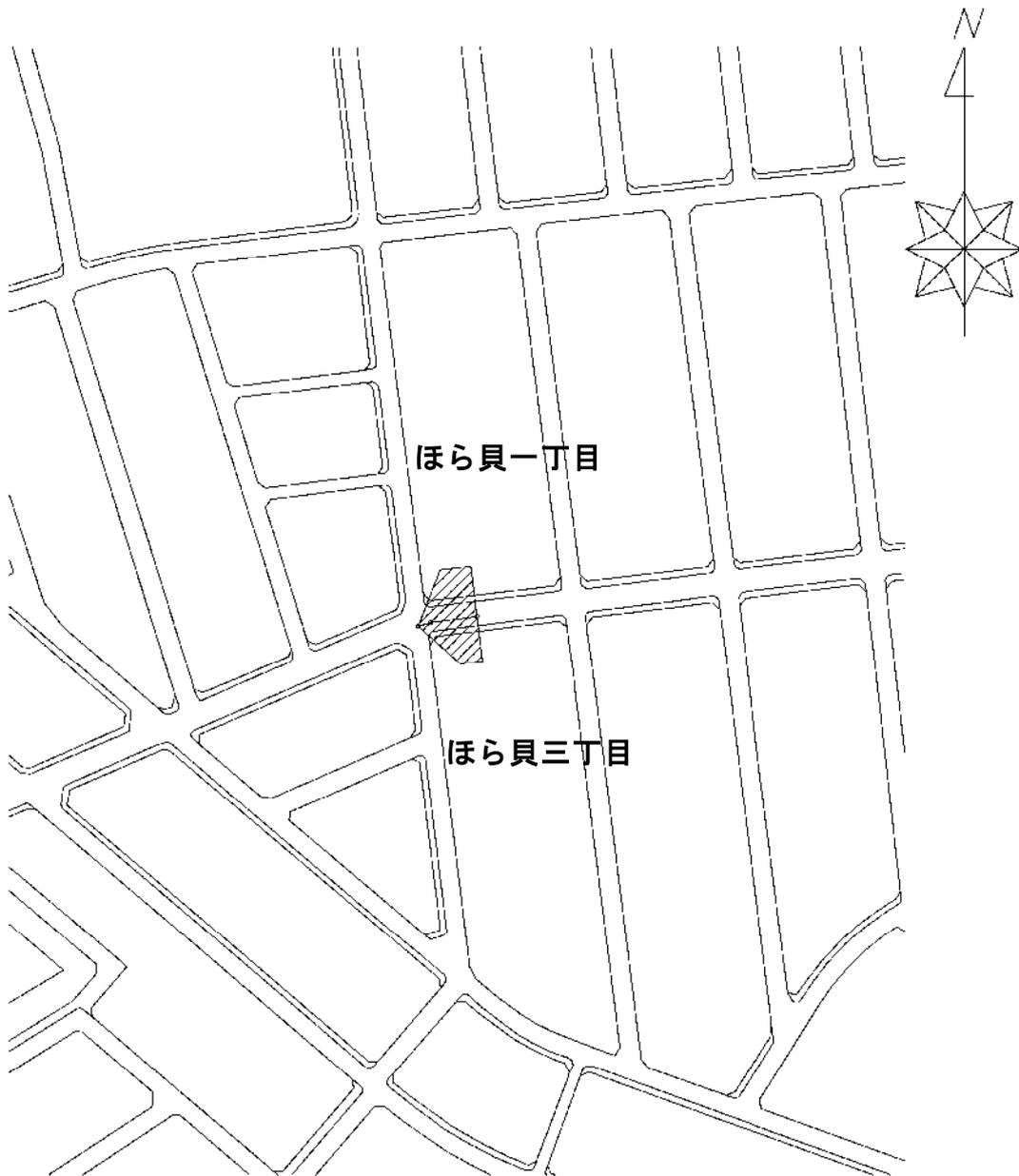


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 6

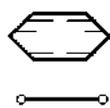
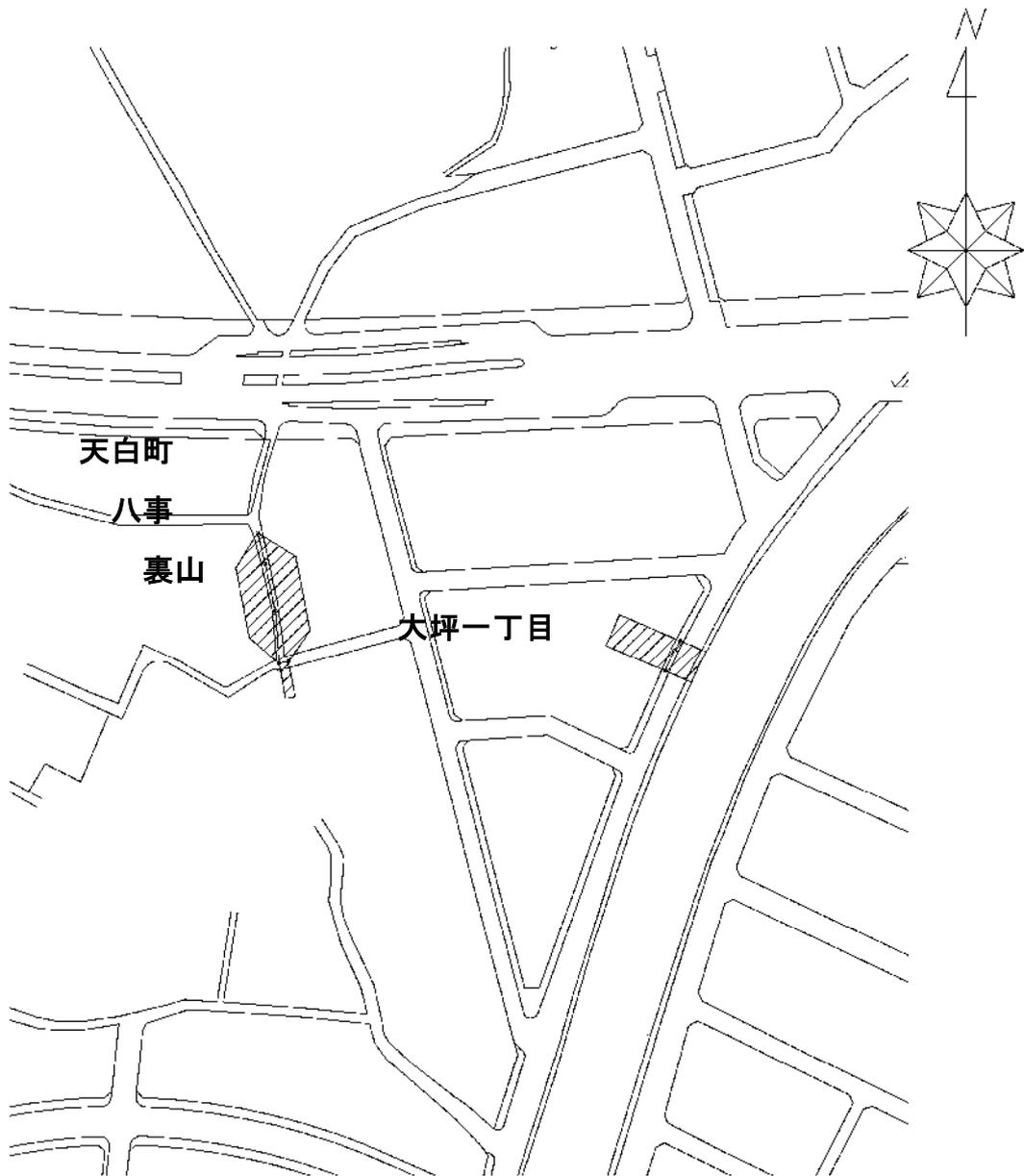


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1

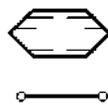
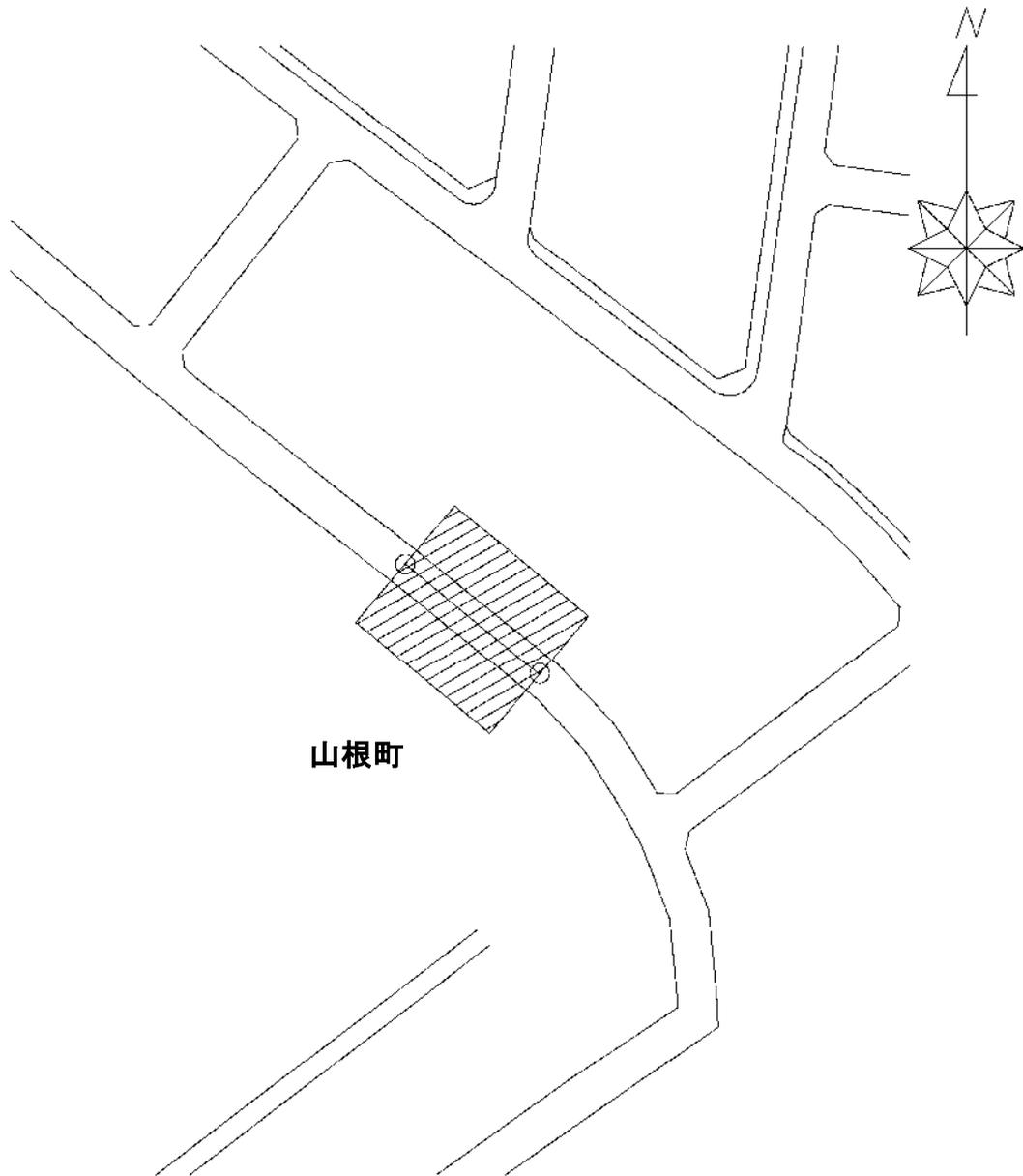


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和6年監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年5月9日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

区役所（千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区）・スポーツ市民局・健康福祉局

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
3(2)	<p>生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について（行政運営事務）</p> <p>生活保護法に基づく葬祭扶助を行う場合には、死者の遺留金品をその費用に充当することができることとされている。この中には金融機関の預金も含まれ、遺留金品取扱規程において、死者に戸籍上相続人が存在しない場合又は相続放棄等により戸籍上最終順位の相続人はいるが相続資格がない場合（以下「相続人が存在しない場合」という。）で、金融機関の預金があるときは、当該預金の払戻手続をして葬祭費用に充当することとされている。</p> <p>預金の払戻手続について調査したところ、相続人が存在しない場合で、遺留品に預金通帳があるにもかかわらず、払戻の可否について検討や調査をしていない事例が見受けられた。</p> <p>西区、瑞穂区及び中川区民生子ども課においては、遺留金品取扱規程に基づき、相続人が存在しない場合には、確実に預金の払戻について検討や調査を行い、払戻可能な場合には手続を行って葬祭費用に充当されたい。</p> <p>（西区民生子ども課、瑞穂区民生子ども課、中川区民生子ども課）</p>	<p>本件は、一部の地区担当員において、遺留金品取扱規程の内容理解が不十分であったことが原因です。</p> <p>そのため、令和 5年 1月19日に開催した係会において遺留金品取扱規程の確認を行い、戸籍上相続人が存在しない場合で、金融機関に預金があるときは、原則として葬祭扶助に充当する額の範囲内で払戻手続を行うよう周知しました。</p> <p>また、係内の体制が変わった 5月19日の係会において同様の周知を行ったほか、9月19日の係会においても、あらためて周知を図りました。</p> <p>なお、2件の指摘事例への対応として、1件は権利擁護センターにて保管されていた預金通帳を引き渡してもらい、預金の払戻手続及び葬祭費の充当を行いました。もう1件は代襲相続人の存在を確認したことから、葬祭費への充当には至りませんでした。</p> <p>このほか、指摘を受けて以降、相続人が存在しない場合に該当したケースについて、預金の払戻手続を行い、葬祭費に充当しました。</p> <p>（西区民生子ども課）</p> <p>本件は、地区担当員及び査察指導員において、相続人不存在の死亡した被保護者については、預金の払出請求を金融機関宛てに行い、葬祭費に充当させるという遺留金品取扱規程の定めを正しく認識していなかったことが原因です。</p> <p>今回の指摘されたケースにつきましては、監査後速やかに金融機関宛て預金の払出請求を行い、葬祭費に充当を</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		<p>いたしました。</p> <p>今回の指摘以降、保護係長より遺留金品整理簿の作成、預り金台帳への記録等について、日々の朝礼の場で繰り返し周知し続けてきました。</p> <p>また、令和 5年 4月18日、係内の体制が変わって初めての係会場で、改めて遺留金品の取扱いについて一連の流れをマニュアル化したものを係内に展開しました。</p> <p>査察指導員は、地区担当員から遺留金品整理簿の復命がされる際に通帳預金残高の有無及び親族調査を行っているか適宜確認しております。</p> <p>令和 4年12月から令和 5年 8月にかけて合計で 4件、相続人不存在が確認された被保護者について金融機関宛て払出請求を行い、葬祭費に充当する手続きを行ってまいりました。</p> <p>今後も組織として、規程の内容に従い、遺留金品を適正に取り扱ってまいります。（瑞穂区民生子ども課）</p> <p>本件は、相続人が存在しない場合の預金の払戻手続きについて、理解が不十分であったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、該当事例について払戻の可否について調査・検討した結果、払戻が可能であったため、払戻処理を完了しました。</p> <p>また、令和 5年 3月23日に遺留金品をテーマとした勉強会を実施しました。</p> <p>さらに、今後同様の事例につき払戻の可否を漏れなく検討・調査できるよう、「遺留金品チェックシート」の中に、金融機関の払戻の可否を確認する欄を設け、実施の有無が可視化できるようにしました。</p> <p>今後も、生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について、適正に取り組んでまいります。（中川区民生子ども課）</p>

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(6)	<p>施設の有効活用について（財産管理事務）</p> <p>消費生活課は、伏見ライフプラザ10階及び11階に事務室及び諸室がある。10階にある食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室、恒温恒湿室、現像室、消費者開放試験室及び消費者研修室について、令和元年度から令和3年度の使用状況を調査したところ、月平均の使用日数が少ない状況であった。なお、諸室が使用できるのは原則月曜日から金曜日であるが、必要に応じて土曜日も使用可能である。（表略）</p> <p>消費生活課においては、諸室の使用日数が少ないことを踏まえ、機能の集約化や他の目的への転用などを含め、施設の有効活用策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（消費生活課）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、10階諸室の機能の集約化や他の目的への転用などの有効活用策について検討を行いました。</p> <p>現在の10階諸室は、多くが商品テスト用の部屋のため、実験台に水道・ガス栓などの設備が備え付けられており、一般的な事務室とは仕様が異なる状況にあります。</p> <p>そのため、他の用途に転用するためには、これらの備え付けの設備を撤去する必要があると考えております。</p> <p>しかし、そのためには多額の費用が必要となる見込みであることから、他用途への転用については、費用対効果の観点も含め引き続き検討してまいります。</p> <p>従って、有効活用策として、食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室については、製品安全や食品安全に関する情報展示や体験コーナーを設置することで、本来の相談品のテスト業務だけではなく、職場体験・訪問等で訪れる児童・生徒などに対する、消費者教育、啓発事業でも活用し、利用を拡大しました。これにより食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室の月ごとの使用日数は前年に比べて増加しました。また、消費者開放試験室、消費者研修室については、従来は原則消費者団体に限定していた貸出対象を他部署へ拡大することで、使用日数の増加を図ることとしました。</p> <p style="text-align: right;">（消費生活課）</p>

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

子ども青少年局（子ども青少年局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1) ウ	<p>債権管理について（収入事務） ウ 児童手当返還金について</p> <p>本市では、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、支給要件に該当する者に対して児童手当を支給しており、手当支給後に所得額が変更されたこと等により、支給額が遡及して変更となった場合は、その過払い分について返還を求めている。</p> <p>また、名古屋市債権管理条例等によると、債務者が無資力の状態にあるとき等、履行期限を延長する特約の要件に該当する場合は、債権金額を分割して履行期限を定めることができるとされている。</p> <p>児童手当返還金の債権管理について調査したところ、緑区民生子ども課において、令和 3年10月に提出を受けた履行延期申請書を、履行延期の承認を行う子ども未来企画室へ送付した際に、分割納付の計画について再考指示があったが、1年以上対応がなされないまま未処理となっている事例が見受けられた。</p> <p>また、債権関係書類について、同一債務者の書類がファイルの中で点在しており、担当者以外では書類の所在について把握し難い状況であった。</p> <p>緑区民生子ども課においては、未処理となっている履行延期申請に係る事務について、速やかに債務者と分割納付の計画の見直しを含めた交渉を行われない。また、債権関係書類について、担当者の不在時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、債務者ごとにファイリングを行うなど管理方法を改められたい。</p> <p>（緑区民生子ども課）</p>	<p>本件は、担当者が債務者への連絡を躊躇したことが原因でした。本件の指摘を受け、債務者へ連絡し、面談・協議を行いました。債務者の新たな生活状況が判明したことから、令和 5年 8月31日時点では具体的な納付金額を明らかにするよう債務者に対して回答を求めておりました。しかしながら、債務者からの回答が得られず令和 5年 9月以降も継続的に、当方から架電を繰り返し行ったり、催告書や交渉継続依頼の文章を送付しておりました。</p> <p>令和 6年 2月に入り債務者宅訪問を行った結果、債務者から連絡があり、令和 6年 3月 1日の午後に債務者が来庁し、履行延期の手続きを取ることでなりました。</p> <p>今後は、子ども未来企画室とも調整を行った結果、3月末から12回の分納を実施し、残額については年 1回の経済状況の確認を債務者に行い、引き続き分納を実施する予定です。</p> <p>なお、今後は子ども未来企画室と連絡を密にして債務者の実態に即した柔軟な対応を取り、債務者との連絡方法を確実に確認することで途切れない対応に努めてまいります。</p> <p>また、同様の事案が発生しないよう、今後返済相談を実施した案件は全て供覧に附すよう担当者に指示し、交渉が難航する案件については係長級職員が直接指揮することと改めました。</p> <p>もう一点指摘のあった債権関係書類の管理については、直ちに債務者ごとに時系列順に書類を再整理した上でファイリングを行いました。今後も債務者ごとのファイリングを徹底させ、組織として、課の誰もが関係書類を速や</p>

		<p>かに閲覧できるよう改めます。 (緑区民生子ども課)</p>
<p>1(4)</p>	<p>名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託契約について(契約事務)</p> <p>本市では、若者等の職業的自立を効果的に支援するため、就労に向けた活動の支援や社会体験機会の提供等を行う名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業を委託により実施している。</p> <p>契約約款及び仕様書によると、本事業の委託料については、毎月の概算払いとされ、委託業務完了後、精算報告書に基づいて精算を行うこととし、残金が生じた場合は市が定めた期限までに市へ返還することとされている。</p> <p>令和元年度から令和3年度までの当該委託契約について調査したところ、受託者はすべて同一事業者であり、契約金額等は次表のとおりで、毎年500万円程度の返納金が発生している状態であった。(表省略)</p> <p>また、令和3年度の返納金の内訳を確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるとは考えられるが、決算額が予算額に対して大幅に減額となっている項目が複数見受けられた。</p> <p>青少年家庭課に確認したところ、事業の参加者数の増減等によって経費に変動があることを踏まえ、契約金額を決定しているとのことであるが、返納金は不用額として計上されることになる。</p> <p>青少年家庭課においては、契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努められたい。</p> <p>(青少年家庭課)</p>	<p>本件については、今回の多額の不用額が発生しているとの指摘を受け、過去の実績が見積と大きくかい離している項目を含めて契約金額全体の妥当性を検討しました。そのような中で、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられる決定がなされ、本事業においてもセミナー等の利用者の増加が見込まれたことから、総合的に判断し令和5年度契約金額を増額決定しました。</p> <p>令和5年度の事業執行状況につきまして、委託事業者へ10月と1月に聞き取りを行ったところ、昨年度に比べ上半期については事業参加者数が微増でしたが、10月からは大規模セミナーを開催したこともあり事業参加者数が大きく増加し、その結果事業費の執行状況も改善いたしました。</p> <p>下半期を踏まえて、令和6年度も継続して大規模セミナー等の実施を検討しており、年度を通じて考えても契約金額と同程度の執行が見込まれることから、令和6年度契約につきまして、令和5年度と同程度の契約額の見込みになると考えております。</p> <p>今後は契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努めてまいります。</p> <p>(青少年家庭課)</p>

令和 5年監査報告第 3号関係分（令和 5年 9月 8日報告）

健康福祉局（工事）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1	<p>消防用設備等の改善について（維持管理業務）</p> <p>消防法（昭和23年法律第 186号）によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。</p> <p>「中村保健センター等複合施設消防用設備等点検等委託」では、消防法に基づいて自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備の点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、自動火災報知設備の煙感知器の動作不良及び誘導灯のバッテリー不良など、法令に適合しておらず、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。</p> <p>自動火災報知設備などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。（保健医療課）</p>	<p>本件は、点検結果報告を受けた際に、点検結果及び不良箇所の改善について、点検を発注する課と不良箇所の改善を行う施設管理者の改善する意識の希薄化及び連携が図れていなかったことが原因です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、令和 5年 7月に指摘内容の確認及びその対応方法について発注課と施設管理者で協議し、その後、令和 6年 2月に全ての不良箇所を改善しました。</p> <p>今後は点検結果報告を受けた際には、当事者意識や危機意識を持って、発注課と施設管理者で速やかに協議し、不良箇所や改善方法の共有を図ります。また、発注課が改善の進捗状況の確認を行うことで、不良箇所について遺漏のないよう確実に改善し、適切な施設の維持管理に努めてまいります。</p> <p>なお、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 2月に不良箇所や改善方法の共有を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（保健医療課）</p>

令和 5年監査報告第 3号関係分（令和 5年 9月 8日報告）

緑政土木局（工事）

（令和 6年 2月29日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1)	<p>バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業の適正な実施について（施工）</p> <p>厚生労働省が定める玉掛け作業の安全に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、玉掛け作業を行う事業者等は、ガイドラインに基づき 2本 2点目通しつりなどの玉掛け方法により玉掛け作業等を行うものとされている。</p> <p>「街路樹更新工事（名－6）」では、撤去した街路樹の積込み作業を行っていた。工事写真でその作業状況を確認したところ、ガイドラインに基づかない玉掛けをし、バックホウで街路樹をつり上げていた。なお、バックホウには転倒を防ぐための過負荷防止装置等の安全装置や荷重計が備わっていなかった。</p> <p>バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業を行う場合は、ガイドラインに基づく安全作業を実施するよう改めて受注者を指導されたい。なお、労働安全衛生規則で安全装置等の設置が義務付けされていないバックホウに玉掛けする場合は、バックホウが転倒するリスクがより高くなることを踏まえ、安全管理に十分に配慮し指導されたい。（名東土木事務所）</p>	<p>本件は、監督員及び受注者が安全に係るガイドラインにおいて定められている玉掛け作業を十分に理解していなかったことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 7月に受注者へ指導を行いました。</p> <p>また、監査の状況について、令和 5年 6月15日の維持係長会で周知するとともに、土木事務所内で維持係長から係会議で、関係する職員へ周知を行いました。</p> <p>さらに、令和 5年 9月14日の維持係長会においても指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で関係する職員へ注意喚起を行いました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について安全に係るガイドラインに定められている玉掛け作業となっているか確認し、施工が適正であることを確認しました。</p> <p>（名東土木事務所、緑地維持課）</p> <p>令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。（技術指導課）</p>
1(2)	<p>労働者の墜落防止措置の適正な実施について（施工）</p> <p>労働安全衛生規則（以下「規則」という。）によると、事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、</p>	<p>ア 本件は、監督員の指導が不十分であったことと、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。</p> <p>このため、令和 6年 1月に受注者</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	<p>覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。また、高さが 2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないとされている。</p> <p>なお、囲い等や作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>工事写真を確認したところ、以下の事例が見受けられた。</p> <p>ア 「萱場橋下水位観測所始め3か所水位計更新工事」始め3件では、更新時期を迎えた水位計のケーブル入替え作業等を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所ですり等作業を設けることが困難な場合の作業において、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。</p> <p>（港土木事務所、南土木事務所、河川工務課）</p> <p>イ 「神宮東公園電気設備更新工事」では、公園内の受変電設備の交換に伴う電源の仮設配線作業を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所での作業において、作業床を設けることが可能な箇所であったにもかかわらず作業床を設けていなかった。また、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。</p> <p>（熱田土木事務所）</p> <p>ウ 「上小田井ポンプ所始め3か所電気設備整備工事」始め2件では、電柱上で受変電設備に引き込むケーブルの入替作業等を行っていた。高さ 2メートル以上の箇所ですり等作業床を設けることが困難な場合の作</p>	<p>へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。</p> <p>（港土木事務所、緑地維持課）</p> <p>本件は、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本土木事務所職員に周知しました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。</p> <p>（南土木事務所）</p> <p>本件は、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本課監督担当職員に周知しました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。</p> <p>（河川工務課）</p> <p>イ 本件は、監督員の指導が不十分で</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	<p>業において、墜落制止用器具として認められていない胴ベルト型（U字つり）（以下「U字つり」という。）を使用しており、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。</p> <p>（中村土木事務所、ポンプ施設管理事務所）</p> <p>墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所での作業を行う場合は、規則に基づき適正に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導し、安全管理を徹底されたい。</p>	<p>あったことと、短時間作業において労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。</p> <p>このため、令和 6年 1月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が必要となる工事がなかったことを確認しました。</p> <p>（熱田土木事務所、緑地維持課）</p> <p>ウ 本件は、監督員及び受注者が労働安全衛生規則において定められている墜落制止用器具の使用に対する認識が不十分であったため、適正な器具の使用ができていなかったことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 6年 2月15日の維持係長会において指摘事項について注意喚起を行い、その資料を基に各土木事務所の会議で維持係長から関係する職員へ注意喚起を行いました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。</p> <p>（中村土木事務所、緑地事業課）</p> <p>本件は、受注者が労働安全衛生規則において定められている墜落防止措置を十分に理解していなかったことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また令和 5年 9月に、監査指摘事</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		<p>項に係る資料を基に、管理第一係長から本事務所担当職員（電気・機械技師）に周知しました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。</p> <p>（ポンプ施設管理事務所）</p> <p>令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。</p> <p>（技術指導課）</p>
1(3)	<p>地盤崩壊防止措置の適正な実施について（施工）</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱（以下「要綱」という。）によると、掘削に必要な土留めの要否は、建築基準法（昭和25年法律第 201号）における山留めの基準に準じるものとされている。</p> <p>建築基準法及び建築基準法施行令では、深さ 1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。</p> <p>「広域河川堀川改修工事（R 4名城その2）」では、地下埋設管の位置を調査するために道路内を掘削していた。工事写真を確認したところ、深さ 1.5メートル以上であったが、土留めを設けていなかった。</p> <p>深さが 1.5メートル以上の掘削を行う場合は、要綱等に基づき土留めを設けるよう改めて受注者を指導されたい。</p> <p>（西土木事務所）</p>	<p>本件は、建築基準法及び建築基準法施行令における山留めの設置基準を遵守する受注者の意識が希薄化していたことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を行いました。</p> <p>また、令和 5年 8月16日の整備係長会にて監査状況について周知し、土木事務所の会議で、維持係長及び整備係長から関係する職員に周知しました。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について建築基準法及び建築基準法施行令に定められている深さ 1.5メートル以上の掘削に伴い山留めが必要となる工事がなかったことを確認しました。</p> <p>（西土木事務所）</p> <p>令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、 9月14日の維持係長会及び 9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。</p> <p>（技術指導課）</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(4)	<p>電線接続箱の接地及び電線管接続部の防水処理の適正な実施について（施工）</p> <p>電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）によると、電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じ、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならないとされている。また、電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、電線と電線を接続する場合に設ける金属製の箱（以下「電線接続箱」という。）には接地工事を施すこととされている。</p> <p>さらに、電気通信設備工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）では、湿気の多い場所又は水気のある場所において、電線管の接続部は防湿又は防水処理を施すこととされている。</p> <p>「堀川納屋橋地区ライトアップ整備工事」では、堀川の遊歩道等のライトアップのために、照明やその電線を設置する工事を行っているところである。工事写真を確認したところ、電線接続箱において、接地工事を行っていないかった。</p> <p>また、水気のある場所に該当する屋外に設置してある電線管の接続部が防水処理されていないかった。</p> <p>電線接続箱における接地や水気のある場所の電線管接続部の防水処理について、技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正されたい。また、技術基準の解釈や仕様書に基づいた施工となるよう改めて受注者を指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（河川計画課）</p> <p>なお、当該工事については、指摘に基づき令和 5年 6月に技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正が行われた。</p>	<p>本件は、監督員及び受注者が電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈及び電気通信設備工事共通仕様書において定められている接地工事及び防湿又は防水処理について十分に理解していなかったことが原因です。</p> <p>このため、令和 5年 6月に受注者へ指導を実施しました。</p> <p>また、令和 5年 8月16日の整備係長会の監査状況に係る資料を基に、本課監督担当職員に周知しました。</p> <p>今後は、工事の設計・監督する職員が接地工事及び防湿又は防水処理について十分理解し、受注者への指導を行い工事の品質確保に努めてまいります。</p> <p>なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について接地工事等が必要となる工事がなかったことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（河川計画課）</p> <p>令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。また、9月14日の維持係長会及び9月28日の整備係長会で監査書を配布し、各所属内で情報共有し受注者に注意喚起を行うよう周知しました。</p> <p style="text-align: right;">（技術指導課）</p>

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(5)	<p>建築設備等の改善について（維持管理業務）</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、火災予防条例では、防火扉などの防火設備は常時閉鎖もしくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。</p> <p>「市設建築物の定期点検業務委託（建築設備等）」では、建築基準法に基づいて千種土木事務所始め 6施設における非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。</p> <p>点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど、4施設について改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、いずれの施設においても複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。</p> <p>防火扉などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められた。（道路維持課）</p>	<p>本件は、建築基準法を始めとした法令に基づく適切な施設管理に係る理解が不足しており、施設管理者としての意識が希薄となっていたことが原因です。また、定期点検を発注している当課と施設管理者である各土木事務所等との連携が不足していた面も一因となっていました。</p> <p>このため、令和 5年 6月23日に関係する施設管理者あて不具合箇所の改善に係る依頼文書を発出しました。</p> <p>また、令和 5年 7月26日の土木事務所長会及び 7月19日、10月18日の土木事務所管理係長会において、再度速やかな改善を依頼するとともに、関係法令の趣旨を説明し、指摘事項の内容、原因及び再発防止について周知しました。さらに今後は、点検による不具合箇所と改善状況について共有することにより、適切な施設の維持管理に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のあった 4施設のうち、3施設が改善済みであり、残る 1施設については、工事業者と契約済みで、令和 5年度内に改善を行います。</p> <p>加えて、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 3月に不具合箇所及び改善状況について共有を行います。（道路維持課）</p> <p>令和 5年 8月28日に技術指導課から監査報告書をメール送付し局内周知しました。（技術指導課）</p>

土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会の開催の中止に係る公告

都市計画に関する公聴会規則（平成13年名古屋市規則第 115号）第 4条第 2項の規定に基づく公聴会に出席して意見を述べようとする者の申立てがないため、同規則第 5条第 5項の規定に基づき、土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会の開催を中止します。

令和 6年 5月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開催を中止する公聴会

(1) 名称

土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会

(2) 開催日時

令和 6年 5月25日 午後 1時30分開始

(3) 開催場所

名古屋都市センター 11階ホール

名古屋市中区金山町一丁目 1番 1号 金山南ビル内

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年5月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクシオス千種

名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
日本通運(株)	代表取締役 齋藤 充	東京都港区 東新橋一丁目 9番 3号	変更なし	代表取締役 竹添 進二 郎	東京都千代 田区神田和 泉町 2番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 門田 剛	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	—	—	—

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和 6年 1月 1日
- (2) 設置者の住所については、令和 3年12月 6日
- (3) 小売業者については、令和 6年 1月14日

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者については、代表者変更のため
- (2) 設置者の住所については、本店移転のため
- (3) 小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 6年 4月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月 8日から同年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 9月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年5月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクシオス千種

名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
4,093平方メートル	3,193平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
A棟 1階 駐車場	—	11台
A棟 2階 立体式駐車場	20台	21台
A棟 3階 立体式駐車場	67台	69台
A棟 4階 立体式駐車場	67台	68台
A棟 5階 立体式駐車場	69台	—
計	223台	169台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後

A棟北側 1階	A棟北側 1階 駐輪場	96台	変更なし
A棟南東側 3階	—	6台	—
A棟南東側 4階	—	6台	—
A棟南東側 5階	—	5台	—
計		113台	96台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設		面積	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物南側	A棟内東側 荷さばき施設 1	146.32m ²	変更なし
—	A棟内南東側 荷さばき施設 2	—	24.30m ²
計		146.32m ²	170.62m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分	午前 9時00分	午後 9時00分	変更なし

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前 9時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午後 9時30分まで

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	2箇所	3箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設		荷さばき可能時間帯	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物南側	A棟内東側 荷さばき施設 1	午前 8時45分から 午前 9時45分まで	午前 0時00分から 午後12時00分まで

—	A棟内南東側 荷 さばき施設 2	—	午前10時00分から 午後 7時00分まで
---	---------------------	---	--------------------------

3 変更の日

- (1) 2(1)、(5) 及び(6) 並びに(8) のA棟内東側荷さばき施設 1については、
令和 6年 5月15日
- (2) 2(2)については、平成26年 3月 1日
- (3) 2(3)については、平成18年 4月 1日
- (4) 2(4)及び(7) 並びに(8) のA棟内南東側荷さばき施設 2については、平
成26年 3月21日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1)については、小売業者の入替えに伴い、店舗面積を減少することによ
り、不足する駐車場の収容台数を満たすため
- (2) 2(2)については、A棟 5階立体式駐車場を月極駐車場として、入店して
いる小売業者以外に貸出したため
- (3) 2(3)については、安全を考慮して立体駐車場への二輪車進入禁止とした
ため
- (4) 2(4)については、小売業者の入店に伴う荷さばき施設の新設のため
- (5) 2(5)及び2(6)については、繁忙日における入店待ち列への対応のため
- (6) 2(7)については、小売業者の入店に伴う来客用駐車場増設のため
- (7) 2(8)については、搬入車両の来場対応のため

5 届出の日

令和 6年 4月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナ
ー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月 8日から同年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 9月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年5月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン高針原店

名古屋市名東区高針原二丁目1601番 ほか13筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
イオンリテール(株)	午前 9時00分	午前 8時00分	午後 9時45分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
建物南側平面駐車場①	午前 8時30分から午後 10時00分まで	午前 7時30分から午後 10時00分まで
隔地駐車場②		

3 変更の日

令和6年6月1日

4 変更しようとする理由

営業計画の変更のため

5 届出の日

令和 6年 4月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月 8日から同年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 9月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課